

## 中井町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽区域における合併処理浄化槽の維持管理を徹底させることにより、生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を維持管理するものに対し、当該維持管理に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを除く）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）除去率90%以上、放流水のBODが $20\text{mg}/\text{ℓ}$ （日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号）に適合するものをいう。
- (2) 浄化槽区域 町長の定める区域（公共下水道事業区域を除く、ただし、町長が特に定めた区域は含める。）

### (補助対象区域)

第3条 この要綱において、補助の対象となる区域は、浄化槽区域とし、維持費の一部について予算の範囲内で補助を行う。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、浄化槽区域において、専ら自己の居住の用に供する建物又は延べ床面積の概ね2分の1以上を自己の居住の用に供する建物に設置されている合併処理浄化槽を管理する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃及び浄化槽の保守点検（以下「清掃及び保守点検」という。）を行っていること。
- (2) 法第7条又は法11条に規定する水質に関する法定検査（以下「法定検査」という。）を行い、検査結果が「適正」もしくは「おおむね適正」であること。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請をする日

の前日から過去1年間の維持管理の実績を基に、中井町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 法第10条第1項の浄化槽の保守点検を実施したことが確認できる書類の写し
- (2) 法定検査の検査結果を確認できる書類の写し
- (3) 清掃、保守点検及び法定検査に要した費用の支払いが確認できる書類又はその写し
- (4) その他町長が必要と認めた書類

2 前項の申請は、合併処理浄化槽1基につき毎年度1回とする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、人槽区分にかかわらず、合併処理浄化槽1基につき5,000円とする。

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、中井町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けようとし、または受けた者があつたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付された補助金を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。